

● 公共施設マネジメント検討委員会（H28.11～H30.10）の審議内容

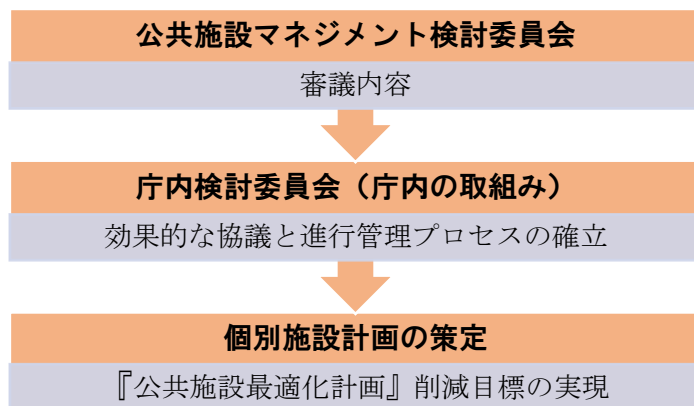
回	審議内容	委員からの提言	実施事項
1 公共施設の持続可能な運営管理			
平成 28 年度 第 1 回	進捗状況の順位付け	26 ある施設の進める順番を付けてはどうか。	進行管理シートの詳細化により、30 年度までの取組内容で喫緊に対処しなければならない事案について選別
	教育委員会所管施設の検討推進	市有施設の 60%を持つ教育委員会が動かなければ、削減目標は達成できない。	教育委員会との定期的な協議を実施
	余裕教室の有効活用	実現のためのインセンティブは、教育のためになることが重要。	教育委員会との協議の中で、余裕教室の開放により高齢者の居場所をつくり、子どもと触れ合ったり、市民ボランティアが学校行事やクラブ活動支援を行う等、教育環境の向上を目指した事案を提示
平成 28 年度 第 2 回	庁内の推進体制	事務局が実行目標を提示し、各々の部長に意識を持ってもらわないと具体的に動かない。	庁内検討委員会で、実行目標を盛り込んだ再配置案を提示し、推進に向けて課題等を整理
	学校教育施設の適正規模検討	改めて幼稚園の適正な施設数や規模について議論が必要ではないか。	今年度、教育委員会で幼稚園・小学校・中学校の適正規模・適正配置の審議会を設置するための検討を開始
	プールの民間施設活用	プールについて、民間施設の利用についての検討はどうなっているのか。	プールのあり方に関する会議を今年度に設置し、検討を開始
平成 29 年度 第 1 回	適正保全の実現に向けての体制づくり	担当課からのヒアリング実施により優先順位付けを行ったが、財政課との関わりが少しでもあればなお良くなる。	今年度、営繕担当とともに施設所管課に対する全課ヒアリングを実施し、予算配分状況を検証

回	審議内容	委員からの提言	実施事項
	複数課にまたがる検討会議の創設	複数課が共同で話し合えるような会議を持ち、例えば公民館機能を他課の施設に入れられないか提案する等、課をまたがって考える機会を持つため、広い場での議論が必要である。	全体議論の機会創出としては庁内検討委員会があるが、議論を進める中で出る詳細部分の検討体制について、今年度複数の下部会議を創設し、検討を開始
2 地域の特性を踏まえた再配置検討			
平成 28 年度 第 1 回	住民参画	圏域ごとで住民とともに具体的に考えていく必要がある。	第 2 圏域ワークショップを開催
	地域住民主体の取組み	地域の中に入り込んでみないと分からないことが多いので、志のある校長や先生とのネットワークができればよいのではないかな。	地域発足の住民懇談会への参加
	計画へのフィードバック	圏域単位で聴いた意見を市はどう受け止め、どう考え、どう進行管理に繋げるか、道筋を立てておくべき。	個別施設計画の策定段階で、全市的な施設は案件ごと、圏域での利用施設は圏域ごとに、それぞれ意見を聴く機会を設ける仕組みを検討
	公民館のあり方	公民館の利用者は個別に身近な公民館を使っているが、他の人と所有している意識があまりなく、今後その意識をどう醸成していくかが課題である。	公民館は地域コミュニティに密接に関わっており、それぞれの地域の公民館利用者を含めたワークショップを開催し、地域での公民館の役割を認識
平成 28 年度 第 2 回	幼稚園を小学校内に設置する効果	小学校内に幼稚園を入れることで利用者層が増え、地域コミュニティの拠点となればメリットがある。	天神山幼稚園の天神山小学校への移設、一体化の効果検証から、幼少連携の推進についての検討を開始

回	審議内容	委員からの提言	実施事項
	議論への若年層の参加	ワークショップメンバーが年齢の高い世代に多く集まると、施設の機能面で目新しい意見は出てきにくい。対象者をどう集めるかがポイントになる。	桃山学院大学と連携し、学生参加が実現
	圏域ごとの拠点施設の必置性	15 圏域ごとの再配置像がまだ明確になっていないが、そもそも圏域ごとに拠点施設が必要なのか。	拠点施設の必置性については、必ずしも設定された圏域にとらわれず、地域での懇談会等で出た意見から市域全体を見据え、最適な拠点施設の配置案を検討

今後の検討事項

- プラットフォームによる、市民、NPO、企業が連携できる官民連携の取組みを構築すること。
- 旧サン・アビリティーズ複合化事業の作業過程を体系化し、段階ごとにフレーム化（規範化）すること。



個別施設計画の策定

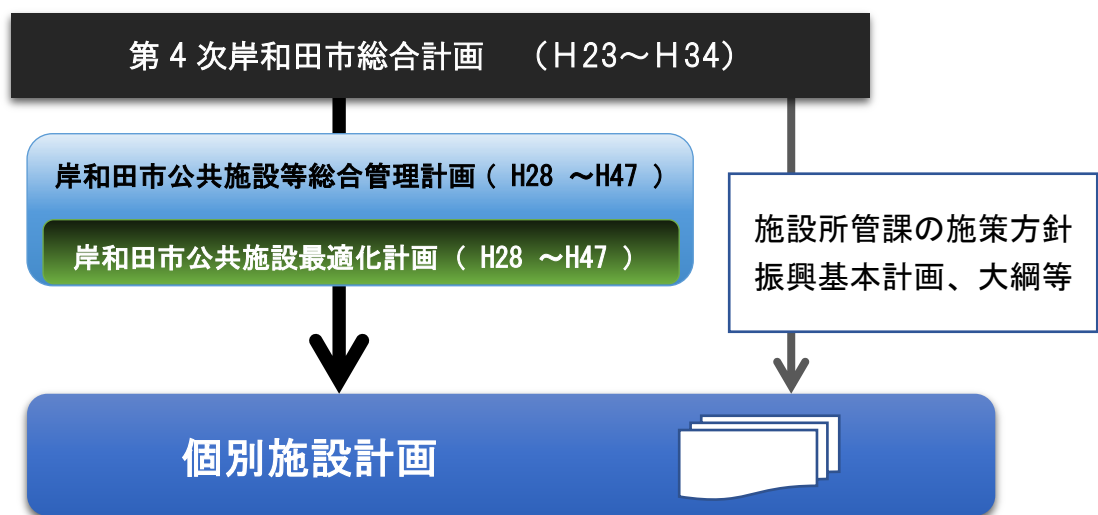
これまでの審議内容を十分踏まえ、本市の公共施設が持つそれぞれの特徴を盛り込み、『公共施設最適化計画』を実現させるべく個別施設計画を策定する。計画については、実効性を持たせるべき事項を構成案として策定方針に定め、立案を進めていく。

岸和田市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定方針（案）

I. 策定の背景

- 国の『インフラ長寿命化基本計画』に基づき、概ね平成 32 年度までに施設ごとの今後の方向性を定めた個別施設計画を策定するよう要請していること。
- 平成 29 年度に創設の「公共施設等適正管理推進事業債」活用にあたり、集約化・複合化、長寿命化、転用及び市町村役場機能緊急保全に係る事業については、個別施設計画の策定が必須となること。

II. 計画の位置付け



III. 計画体系

1. 計画の記載事項

個別施設計画は、『岸和田市公共施設等総合管理計画』（以下「総合管理計画」）に基づき、公共建築物等の計画的な維持管理を推進するため、個別施設ごとに複合化等や長寿命化といった対策内容や実施時期等を示す。

※ H29.11.第 1 回委員会 資料 2 に構成内容（案）あり。

2. 計画策定の単位

原則、総合管理計画における施設類型（種類別施設）。複数の施設類型で検討を要する場合は、施設類型ごとの単位に加え、複数の類型にまたがった1つの計画も策定可とする。また、インフラについては、各施設における維持管理上の実情を踏まえ、別途、施設類型ごとの単位で個別施設計画を策定する。

3. 対象施設

総合管理計画に記載の公共施設等に定める全ての施設。

- ＊ ただし、別途策定及び策定予定の公共施設等については、各計画をここでいう個別施設計画の策定に代えることも可能。

4. 計画対象期間

総合管理計画の対象である平成47年までの期間とする。

- ＊ ただし、『岸和田市公共施設最適化計画』では、第1期の計画期間が平成37年度となっていることから、公共施設最適化計画の対象施設については、第1期計画期間の終期である37年度で見直しあり。

5. 計画策定終了時期

平成32年度を目標とする。

6. 策定手順

総合管理計画の内容を踏まえ、施設所管課において施策上の必要性等も考慮した計画案を提示する。なお、成案に向けては公共施設マネジメント課が調整を行う。

7. 計画の公表

計画の取りまとめと公表は、所管部長からなる庁内検討委員会で行い、庁内決定ののち公表する。

8. 財政上の取扱い

計画の取扱いは、所管課の施策内容や財政状況等も踏まえながら、経費の年度間の平準化予算構築や、中長期的な財政推計等に活用する。

個別施設計画策定までのスケジュール案

時期	内容
平成 29 年度	
平成 29 年 11 月	公共施設マネジメント検討委員会で以下の項目について議論 • 個別施設計画の構成案 • 個別施設の進捗状況
平成 30 年 3 月	庁内検討委員会で以下の項目について議論 • 個別施設計画の構成案 • 個別施設計画の作業スケジュール案 • 個別施設計画の策定方針案
	公共施設マネジメント検討委員会で以下の項目について議論 • 個別施設計画策定までの作業等 • 個別施設計画の策定方針案
平成 30 年度	
平成 30 年 5 月～ 平成 30 年 9 月	対象施設に関する調査及び各課個別ヒアリング、市民からの意見聴取等
平成 30 年 7 月	庁内検討委員会で以下の項目について議論 • 個別施設計画の記載内容案
平成 30 年 10 月	公共施設マネジメント検討委員会で提言書提出 （内容）個別施設計画策定により、今後の取組推進を促す要旨
平成 30 年 11 月～	個別施設計画（案）の検討・作成を開始 • 検討にあたり市民説明、意見聴取等の実施
平成 31 年 2 月	庁内検討委員会で個別施設計画の策定方針等の決定
平成 31 年 3 月	庁議で個別施設計画の策定方針等を政策決定

【庁内策定体制イメージ】

